

議案第 5 3 号

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例制定について

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例

(甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部改正)

第 1 条 甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例(昭和 4 7 年 1 0 月条例第 2 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「小児」を「子ども」に改める。

第 2 条第 1 号中「小児」を「子ども」に、「1 5 歳」を「1 8 歳」に改め、同条第 2 号中「小児」を「子ども」に改める。

第 3 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項中「小児」を「子ども」に改める。

(甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の一部改正)

第 2 条 甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例(昭和 5 0 年 1 2 月条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「1 5 歳」を「1 8 歳」に改める。

(甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部改正)

第 3 条 甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例(昭和 5 2 年 9 月条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 1 号及び第 7 条第 3 項中「1 5 歳」を「1 8 歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 第1条から第3条までの規定による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日までに受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

医療費の助成を行う者の範囲を拡大し、制度の充実を図る等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。